

## 医療DX推進本部運営要領

令和4年10月 日  
医療DX推進本部長決定案

医療DX推進本部（以下「本部」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

1. 本部において配布された資料は、原則として、公表する。ただし、本部長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。
2. 本部の内容については、本部終了後、記者ブリーフを実施する。
3. 会議の議事要旨を公表する。ただし、本部長が特に必要と認めるときは、議事要旨の一部を公表しないものとすることができる。
4. この運営要領に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。